

岩手県監査委員告示第28号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年6月8日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県北上警察署
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 平成23年12月21日
  - (2) 本監査実施日 平成24年2月9日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年3月30日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、38,514円、少なく支給しているものが1件、5,148円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた期末手当、少なく支給していた勤勉手当については、平成24年1月16日に返納処理及び追給処理を完了した。 今後は、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、休職、病気休暇等に伴う除算期間の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。